

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（南九州道工事部門）

次のとおり公告します。

令和４年１月２８日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 服部 洋佑

１．基本協定の概要等

（１）基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する直轄区間（南九州道）において、法面崩壊等の大規模な災害が発生若しくは、災害の発生が予測された場合、緊急的な道路巡回、応急対策工事の実施並びに不測の事態による交通規制（通行止め）作業等を想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（２）基本協定区間

基本協定区間は表－１及び別紙－１のとおりであり、４区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。

協定の区間において、諸般の事由から他の区間等へ応急対策を要請する場合がある。

なお、災害対策基本法 第７６条の６に基づく車両移動等についての出動を要請する場合がある。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

（表－１） 基本協定区間

区間名	基本協定区間						
	距離標		距離標	区間			距離(km)
１	11k700	～	20k600	日奈久IC	～	田浦IC	8.900
２	20k600	～	28k800	田浦IC	～	芦北IC	8.200
３	28k800	～	36k500	芦北IC	～	津奈木IC	7.700
４	36k500	～	42k100	津奈木IC	～	水俣IC	5.600
合計							30.400

(3) 協定期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、提出された災害時等における道路巡回及び応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合においては、資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

評価については、希望した対象区間毎に業者を評価し、対象区間毎に協定締結業者として決定する。

なお、対象区間に希望がないなどの場合には、申請書等の提出があった業者の中で、複数区間の協定締結や、他区間への協力などの調整を行う場合がある。

(5) 基本協定締結後、下記により出動要請に基づき実施した場合は、速やかに請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

- ①異常気象（大雨、積雪、地震など）に伴う道路巡回及び交通規制（通行止め）等作業
- ②交通事故による交通規制（通行止め）等作業
- ③法面崩壊等による復旧作業及び交通規制（通行止め）等作業
- ④その他、不測の災害等に伴う出動要請

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本店の所在地が八代河川国道事務所管内（八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡）にあること。
- (5) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域へ配置予定技術者が概ね60分程度で到着できる体制を確保できること。
- (6) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度の一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を現在まで継続して受けていること。なお、令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

電話：(0965) 32-7461 (直通)

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第二課

担当： 工務第二課長 (内線411)

管理係長 (内線432)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 公示日から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付方法： 八代河川国道事務所のホームページに掲載しています。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 公示日から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第二課

③ 提出方法： 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4. その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（南九州道工事部門）

区 間 図

